



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称の変更の届出（福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の休止の届出（福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 2
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課）…………… 3
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 3
- 都市計画事業の認可（道路街路課）…………… 3
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課）…………… 4
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 4
- 海岸保全区域の指定（海岸防災課）…………… 5
- 歳入の徴収の事務の委託（住宅課）…………… 5

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・暮らし安全課）…………… 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課）…………… 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課）…………… 7

監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表・2件…………… 9

人事委員会事項

- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………38

収用委員会事項

- 公示による通知……………39

告 示

沖縄県告示第321号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年 6 月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
沖縄県立北部病院	名護市大中二丁目12番3号	平成28年4月1日
医療法人沖縄徳洲会中部徳洲会病院	北中城村アワセ土地区画整理事業地内2街区1番	平成28年4月1日
いは薬局	浦添市城間三丁目1番1号	平成28年4月1日

ぴいふる薬局経塚店	浦添市字経塚373番地 1	平成28年 4月 1日
ほがらか薬局	糸満市字阿波根873番地の 1	平成28年 4月 1日
たいら内科クリニック	名護市宮里六丁目 8 番 7 号	平成28年 5月 1日
ちはる眼科	名護市宮里六丁目 8 番 7 号	平成28年 5月 1日
あき内科クリニック	名護市字宇茂佐919番地 7	平成28年 5月 1日
おひさま薬局長浜店	読谷村字長浜1743番地 2	平成28年 5月 1日
アイランド・デンタル・リゾート・クリ ニック	読谷村字大湾356番地シナジースクエア 1 F	平成28年 5月 1日

沖縄県告示第322号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 6月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
多幸会訪問看護ステー ション	宮古島市平良字下里120 1番地10	訪問看護ステー ション花	多幸会訪問看護 ステーション	平成28年 4月 7日

沖縄県告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成28年 6月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	休止年月日
医療法人健寿会宜保クリニック	宜野湾市神山一丁目 2 番 1 号	平成28年 4月30日

沖縄県告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成28年 6月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人福木会名護カムカム歯科医院	名護市字伊佐川 7 番地	平成28年 3月31日
いは薬局	浦添市城間三丁目 1 番 1 号	平成28年 3月31日
医療法人幸輪会サザン歯科まえだ	浦添市前田一丁目10番 7 号	平成28年 3月31日
ぴいふる薬局経塚店	浦添市字経塚373番地 1	平成28年 4月 1日
ほがらか薬局	糸満市字阿波根873番地の 1	平成28年 4月 1日

たつや整形外科	浦添市宮城六丁目1番15号浦添メディカルプラザ2F	平成28年5月1日
---------	---------------------------	-----------

沖縄県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり羽地中部土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成28年6月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
金城秀治	名護市字田井等779番地1
東江常雄	名護市字親川447番地
伊差川清	名護市字仲尾82番地
宮城哲男	名護市字親川46番地
比嘉拓也	名護市字伊差川478番地1
川上達也	名護市字親川446番地1
平良博	名護市字振慶名161番地
平光男	名護市字川上449番地
宮里肇	名護市字田井等870番地1
金城康國	名護市字伊差川898番地1
宮城文信	名護市字川上49番地

沖縄県告示第326号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年6月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡恩納村字谷茶水釜原1420番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成28年6月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 西原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・西6号兼久安室線

3 事業施行期間 平成28年 6月10日から平成35年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 沖縄県中頭郡西原町字与那城大多良原、那真志、仲那覇、与那城及び字安室後原地内
- (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成28年 6月10日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

平成28年 6月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護本部線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	本部町字伊豆味518番 1 から 本部町字伊豆味800番まで	13.8m ～ 34.4m	159.3m
新	本部町字伊豆味518番 1 から 本部町字伊豆味800番まで	19.6m ～ 34.4m	159.3m

沖縄県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成28年 6月10日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

平成28年 6月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白浜南風見線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	竹富町字上原1003番 2 から 竹富町字上原984番114地先まで	10.5m ～ 44.5m	186.8m
	竹富町字上原1003番 2 から 竹富町字上原984番114地先まで	17.4m ～ 47.7m	109.1m
新	竹富町字上原1003番 2 から 竹富町字上原984番114地先まで	10.5m ～ 44.5m	186.8m
	竹富町字上原1003番 2 から 竹富町字上原984番114地先まで	17.4m ～ 47.7m	109.1m

沖縄県告示第330号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 6月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宜野湾市大山地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年5月18日から平成29年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第331号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
 なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。
 平成28年6月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	金武湾港海岸	金武地区海岸	基点1から基点25までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点7までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点25と補助点7を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 1級基準点(ギVNo.1)(北緯26度27分23秒653、東経127度57分04秒432)から254度44分24秒65.859メートルの地点 基点2 基点1から294度15分35秒81.690メートルの地点 基点3 基点2から309度47分59秒55.149メートルの地点 基点4 基点3から296度28分45秒62.092メートルの地点 基点5 基点4から339度44分55秒21.829メートルの地点 基点6 基点5から285度01分34秒5.658メートルの地点 基点7 基点6から251度10分12秒15.736メートルの地点 基点8 基点7から315度36分23秒32.002メートルの地点 基点9 基点8から342度45分23秒20.639メートルの地点 基点10 基点9から318度02分32秒13.217メートルの地点 基点11 基点10から349度24分22秒19.756メートルの地点 基点12 基点11から318度24分32秒44.107メートルの地点 基点13 基点12から348度40分00秒22.023メートルの地点 基点14 基点13から335度24分53秒28.364メートルの地点 基点15 基点14から342度59分03秒114.552メートルの地点 基点16 基点15から355度53分07秒9.086メートルの地点 基点17 基点16から350度29分09秒77.034メートルの地点 基点18 基点17から13度25分56秒19.445メートルの地点 基点19 基点18から331度58分53秒113.716メートルの地点 基点20 基点19から333度50分45秒6.425メートルの地点 基点21 基点20から330度42分12秒22.343メートルの地点 基点22 基点21から356度53分17秒50.619メートルの地点 基点23 基点22から60度46分57秒12.612メートルの地点 基点24 基点23から49度43分27秒33.570メートルの地点 基点25 基点24から56度55分21秒47.285メートルの地点 補助点1 基点1から56度12分42秒67.032メートルの地点 補助点2 補助点1から111度47分24秒15.908メートルの地点 補助点3 補助点2から73度45分31秒10.848メートルの地点 補助点4 補助点3から73度45分30秒12.518メートルの地点 補助点5 補助点4から13度16分14秒283.999メートルの地点 補助点6 補助点5から274度30分01秒245.623メートルの地点 補助点7 補助点6から340度55分08秒389.982メートルの地点

沖縄県告示第332号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成28年 6月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 委託した徴収事務 北部地区、中部A地区、中部B地区及び南部地区の県営住宅に係る県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務
- (2) 受託者の名称及び所在地
- ア 名称 沖縄県住宅供給公社
- イ 所在地 那覇市旭町114番地7
- (3) 委託期間 平成28年 4月 1日から平成32年 3月31日まで
- 2 (1) 委託した徴収事務 宮古地区及び八重山地区の県営住宅に係る県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務
- (2) 受託者の名称及び所在地
- ア 名称 住宅情報センター株式会社
- イ 所在地 宮古島市平良字西里1107番地7
- (3) 委託期間 平成28年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成28年7月26日まで縦覧に供する。

平成28年 6月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年 5月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みみ
- 3 代表者の氏名 富川将宏
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市若狭1丁目2番9号1階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、聴覚障害を主とした障害を持った者に対して、障害者等に対する社会一般の認識を深め、その自立支援・社会参加を促進するための事業を行い、もって社会福祉の増進・発展に寄与することを目的とする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成28年 6月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成28年 4月 1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

(3) 申請書等の受付期間 平成28年6月13日（月曜日）から同月27日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に定める慰霊の日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成29年6月30日（金曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成28年6月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフト（以下「機器等」

- という。)の賃貸借(設置及び設定業務を含む。以下同じ。)一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成28年10月31日(月曜日)
 - (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
 - ア 以下のいずれかに該当する者
 - (ア) 平成26年5月30日付け沖縄県公報定期第4252号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れに係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (イ) 平成26年7月18日付け沖縄県公報定期第4265号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れに係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (ウ) 平成27年5月15日付け沖縄県公報定期第4346号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (エ) 平成28年6月10日付け沖縄県公報定期第4451号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成28年7月4日(月曜日)午前12時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にある場合は1日以内に、沖縄本島以外にある場合は2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者
 - ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成28年7月4日(月曜日)午前12時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することを証明した者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 平成28年6月13日(月曜日)から同月27日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に定める慰霊の日(以下「慰霊の日」という。)を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成28年6月13日(月曜日)から同月27日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日並びに慰霊の日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成28年7月22日(金曜日)午後2時
 - (2) 場所 沖縄県庁13階第1会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県教育庁総務課(沖縄県庁13階)に納付すること。ただし、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するときは、入札保証金の納付が免除される。
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成28年6月13日（月曜日）から同月27日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに慰霊の日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
- (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成28年7月21日（木曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of computers for education including sets of application software 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (3) BID OPENING
Date and Time: July 22, 2016 (Friday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The First Meeting Room
- (4) POINT OF CONTACT
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第5号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、県議会議長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年6月10日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	仲	田	弘	毅
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

平成26年度包括外部監査報告に係る分

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置
<p>監査結果 (指摘)</p>	<p>ア 職務内容を把握できない職員に係る人件費について 雇用契約書もなく、勤務時間の拘束もないものに対し、「情報収集」等と称して、毎月一定額を人件費として支給している事例について、政務活動費を支出する正当性について合理的な説明がなされない限り、当該支出は政務活動に当たらないものとして精算手続を行い、所定額について返還させるべきである。</p>	<p>1 監査では「契約書もなく、勤務時間・勤務場所・職務内容が外形的に把握できない者に対する毎月一定額の人件費の支出の正当性」について疑問を示し、「政務活動費を支出する正当性について合理的な説明がなされない限り、政務活動に当たらないものとして所定額を返還させるべきである」旨の指摘がなされている。</p> <p>2 沖縄県政務活動費の交付に関する条例（平成13年沖縄県条例第3号）第2条第2項において、政務活動費は同条例別表第1及び第2に定める政務活動に要する経費に充てることができることと規定されており、それらの経費に政務活動費を充当する際の留意事項が政務活動費の手引に示されている。政務活動費がそれらの留意事項を踏まえたものか確認するために、同手引の参考様式の提出を求めている。</p> <p>3 人件費については、現行の手引では、収支報告の際に支出の事実を証する領収書等（受領書、貸金台帳等）に加え、参考様式「雇用職員確認票」にて被雇用者と議員の関係性や政務活動への専従・兼務等を申告することとあわせて、雇用実態を確認するために雇用契約書・出勤簿・タイムカードの内いずれかの書類の写しの提出を求めることで、雇用契約の存在や給与の支出を確認しているところである。 これは、民法上でも契約に際し、契約書の作成が必ずしも求められるものではないため、雇用契約書に代えて、出勤簿又はタイムカードの写しで勤務実態の存在を確認するに足りるといふ認識で運用しているものである。</p> <p>4 しかし、監査の指摘では、雇用契約書の無い人件費に係る職務内容が外形的に担保されているとは言えないとし、当該支出の正当性について合理的理由を求めていることから、毎月一定額を人件費として支給している議員において、当該年度の収支報告書提出時に雇用契約書の代わりに出勤簿又はタイムカードを提出した議員について、平成25年度の雇用職員に関する勤務実態調査を行った。</p> <p>5 当該雇用実態調査の結果、以下のとおり主な職務内容の回答があった。 情報収集（新聞・雑誌等）、訪問先との連絡調整、広報紙の記事作成・配付、ホームページの管理、要請・陳情、住民相談、議員の指示のある資料作成、電話・来客対応等</p> <p>6 各議員の回答内容を当時の雇用職員に事務局が直接ヒアリングを行い、内容の確認を行った結果、各議員が回答した内容を職務内容とする雇用実態があったことが確認された。</p> <p>7 以上の調査結果から、契約書の代わりに出勤簿やタイムカードを提出した議員についても、その雇用実態が確認されたため、監査指摘にある「政務活動に当たらないものとして精算手続を行い、所定額について返還させるべきもの」に該当する事例は無いものと判断した。</p> <p>8 しかし、人件費の支出について、職務内容が外形的に担保されなければならない、という監査の指摘を踏まえ、職務内容を</p>

		<p>外形的に担保し、支出の正当性に疑問を持たれないように用途の透明性の確保を図るため、政務活動費の手引を見直し、平成28年度以降交付分の政務活動費収支報告より雇用契約書の添付及び勤務実態申告票の提出を義務付け、閲覧に付すこととした。</p>
	<p>イ 職務内容を把握しうるものの、労働時間が明確でない職員に係る人件費について 親族に対する人件費の支出について雇用契約書の有無と勤務実態調査を行い、政務活動費から支出することの可否を検討し、適当でない支出であると認められたときは所要の措置を講じるべきである。</p>	<p>1 監査では「雇用契約書を締結しそれが保管されていて、一定の労働時間の拘束があることが外形的に分かるよう措置されていない場合の親族雇用に係る人件費の支出」について疑問を示し、「契約書の有無及び勤務実態調査を行い、政務活動費から支出することの可否を検討し、適当でない支出であると認められたときは所要の措置を講じるべきである」旨の指摘がなされている。</p> <p>2 人件費については、監査結果アに係る措置3記載のとおり、収支報告の際に領収書等に加え、参考様式「雇用職員確認票」及び「雇用契約書、出勤簿、タイムカードのいずれか」にて雇用実態の確認を行っており、契約書は雇用実態を確認する書類の1つとされ、契約書に代えて出勤簿又はタイムカードを提出することでも、雇用実態の確認ができる規定となっている。</p> <p>3 一方、監査指摘では、親族雇用に係る雇用契約書の確認及び勤務実態の調査を行うことを求めていることから、政務活動費で親族雇用をしている会派、議員について、雇用契約書の確認及び勤務実態調査を行った。</p> <p>4 その結果、2議員については、平成25年度の収支報告の際に手引に規定される通り雇用契約書に代えて出勤簿又はタイムカードの写しを提出することで、雇用実態の確認がなされていた。</p> <p>また、親族雇用に係る職務実態については、各会派及び各議員より概ね以下のような回答があった。 情報収集（新聞・雑誌・資料）、調査の補助（調査関係先調整、現場写真撮影等）、研修会・講演会・学習会の準備連絡等、議会活動報告の資料整理、広報紙・議会報告書の作成準備・印刷校正・配付、ホームページ管理、議会報告会の諸準備、要請先との連絡調整、住民相談受付・報告、各種団体との意見交換の準備運営、議会質問準備・資料作成、来客対応・議員への連絡等</p> <p>5 各議員の回答内容を当時の雇用職員に事務局が直接ヒアリングを行い、内容の確認を行った結果、各議員が回答した内容を職務内容とする雇用実態があったことが確認された。</p> <p>6 また、各議員及び被雇用者からは、議員の職務が年中を通して県政に関する調査研究や広聴広報、要請・陳情等を行い、緊急の際にも随時対応する特殊性を有しており、雇用職員にも臨機応変な対応が求められること、各議員の活動形態によっては一般的な雇用のように常勤でなく必要な時に業務を補助してもらうこと等から親族に頼らざるを得ない事情があるため、一般的な労働関係とは異なる雇用形態が必要とされていることが確認できた。</p> <p>7 以上の調査結果から、全ての会派及び議員の親族雇用に係る雇用実態が確認されたため、親族雇用に係る人件費へ政務活動費を支出することは可能であり、監査指摘にある「政務活動費から支出することが適当でない支出」に該当する事例は無いも</p>

		<p>のと判断した。</p> <p>8 しかし、契約書等で外形的に労働条件が分かるように措置されていないと支出の正当性に疑問を持たれる、という監査の指摘を踏まえ、職務内容を外形的に担保し、支出の正当性に疑問を持たれないように使途の透明性の確保を図るため、政務活動費の手引を見直し、平成28年度以降交付分の政務活動費収支報告書より雇用契約書の添付及び勤務実態申告票の提出を義務付け、閲覧に付すこととした。</p>
--	--	---

※監査意見への対応

以下に示された監査意見については、指摘ではないものの外部の意見として真摯に受け止め、政務活動費の使途の透明性の確保がより図られるよう、以下のとおり手引の改正を行った。なお当該改正は、平成28年度以降交付分の政務活動費から適用される。

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置
監査意見	<p>1 調査研究費</p> <p>ア 視察旅費 政務活動費を利用して行う県外、海外での調査研究・視察は、それが県政に反映されるものであるということ、県民が分かるような報告書を作成すべきである。それが分かるようなものを作成しないのであれば、原則2分の1の按分とするべきである。</p> <p>イ タクシー料金 領収書を提出する際には、どの区間について、どのような事情によってタクシーを利用したのかを付記するようにすべきである。タクシーを利用する合理的な理由がない場合には、タクシー料金の領収書を提出した上で、公共交通機関を利用した場合の料金を上限として、政務活動費を支出することを認めるべきである。</p> <p>ウ 沖縄自動車道通行料金 沖縄自動車道を利用した場合、その通行料金について、領収書を提出する際には、移動目的を付記するようにすべきである。</p> <p>エ ガソリン代 議員が議会に出席する場合には、出会旅費が支給されているところであり、議会が開催されている期間中も、ガソリン代を</p>	<p>現在も政務活動を行った場合は、政務活動記録簿（任意様式）を会派及び議員にて作成・保管することとなっており、各議員にて適切に処理されているものだが、監査の意見を踏まえ、支出の正当性及び使途の透明性の確保を図る観点から、県外・海外及び宿泊を伴う県内での政務活動については、収支報告の際に政務活動記録簿の提出を義務付け、閲覧に付すこととした。</p> <p>タクシー料金へ充当する場合は、これまでも合理的理由がある場合にのみ利用を認めることとされていたが、監査意見を踏まえ、領収書に対応した所要の欄を設け、そこに移動区間及び合理的理由の記入を義務付けた。</p> <p>監査の意見を踏まえ、沖縄自動車道通行料金等へ充当する場合は、領収書に対応した所要の欄を設け、そこに利用目的の記入を義務付けた。</p> <p>監査の意見を踏まえ、ガソリン代の領収書でもって充当する場合は、ガソリン代総額から年間の費用弁償（交通費）合計を差し引いた残額の2分の1を充当する基準を新たに設けた。</p>

	<p>政務活動費として計上すると、それが按分とはいえ、出会旅費と政務活動費の二重取りになるような印象を受ける。議会開会期間中で、出会旅費が支給されるような場合には、その間のガソリン代の計上については、上記印象を払拭するような工夫（例えばその間はガソリン代を政務活動費として計上しないなど）が必要である。</p>	
	<p>2 研修費 ア 特定の会費 特定の私的な会の会費については、それが政務活動の面があるとしても、2分の1の按分とすべきである。</p>	<p>手引においても政務活動以外の活動の側面を有する活動に要した経費に充当する際には、その活動の割合に応じて按分することが原則とされており、その割合が不明な場合は1/2を充当することとしている。しかし、議員の活動は多種多様であり、どのような割合で按分を行うかは、議員個々の説明責任と判断により適切になされるべきものであるため、議員の政務活動を不必要に制限することにも繋がる恐れのある一律の按分割合を示さないこととした。但し、説明責任をより明確にするため、各経費への充当割合の説明を提出様式の所定の欄や領収書に対応した所要の欄を設け、そこに記入することを義務付けた。</p>
	<p>3 広聴広報費 ア 県政便り・議会報告書の作成・配布費用 「県政便り」「議会報告書」などの名称で作成配布されている特定の議員の活動内容の報告を主な掲載内容とし、当該議員の選挙区の住民を主な配布対象とする広報誌の作成・配布にかかる費用は、按分した一部の額についてのみ、政務活動費として認めるべきである。会派が、県議団便りなどの名称で作成する広報誌の作成・配布にかかる費用についても、その掲載内容が会派又は会派に所属する議員の活動内容の報告を主な内容とするものであるときは、同様である。そして、これらの場合の按分の比率は、10分の9を上限とすることを提案する。</p>	<p>現在も政務活動に関する記事と政務活動以外の記事の紙面面積の割合に応じた按分を行っているところである。なお、広報活動は議員の職務の一環であることから、従前のおり記事内容に応じて按分を行うこととした。また、用途の透明性を確保するため、作成した広報紙等の成果品の提出を義務付け、閲覧に付すこととした。</p>
	<p>4 会議費 ア 茶菓子代 定期的に購入し、必ずしも会議のみに用いられるものでもな</p>	<p>「監査意見 2 研修費、ア特定の会費」への措置状況と同様</p>

<p>く、来客用として常備しておくなどの茶菓子代は、2分の1の按分とするべきである。</p>	
<p>5 資料購入費（議員） ア 新聞購読料 今回の調査で、新聞購読は、県政に関する情報等を得るといふ面だけでなく、「付き合い」であったり、「取らないと具合がわるい」など、むしろ、交際費的な面を持つ議員もいることが分かった。新聞の紙面が、企業広告や娯楽関係の記事も包含していること、ヒアリングの内容を勘案して議員の購読する新聞購読料については、10分の1を政務活動費から除外することを検討されたい。</p>	<p>新聞は企業広告も含め、情報収集に資する最も重要な情報媒体の1つであり、過去の記事を切り抜き、整理する等して調査研究資料として最大限に活用している議員もいることから一律の按分上限を設けることは適当でないと判断した。なお、「交際費的な面を持つ議員もいる」との監査意見については、各議員の説明責任において適切に充当されるべきものであるが、今後もチェックの際に本当に必要な経費か検討の上で充当するように啓発していく。</p>
<p>6 事務所費 ア 事務所賃貸借契約書 事務所（事務所の所在する土地についても同じ。）を賃借している場合、その賃貸借契約書がない議員は、遅くとも平成27年度中に、賃貸借契約書を整備すること。 イ 事務所賃料 事務所の賃料（事務所の所在する土地の賃料についても同じ）は、次の区分に従って、按分すべきである。 ① 事務所の看板に「〇〇後援会」「〇〇党」「〇〇連絡所」等の記載がある場合2分の1（「〇〇連絡所」の〇〇とは、当該議員以外の者。例えば、政党、国会議員） ② 「〇〇県議会議員事務所」、「〇〇事務所」（〇〇は当該県議）などのように、看板の表示に議員以外の名称は付されていない、または事務所の看板が掲げられていない場合10分の8</p>	<p>賃貸借契約書は、当該議員が初当選した際又は初めて事務所費として充当した場合にその写しを確認し、その後は任意様式である「事務所概要記録簿」にて所在地の継続性を確認してきたところである。しかし、複数任期に在任している議員については、その写しの所在が不明になっていることも多かつたため、今回、改めて政務活動費を事務所賃料に充当している議員の賃貸借契約書の写しの提出を求め、確認した。また、監査意見を踏まえ、使途の透明性を確保するため、収支報告の際に賃貸借契約書の写しの提出を義務付け、閲覧に付すこととした。 「監査意見 2研修費、ア特定の会費」への措置状況と同様。</p>
<p>7 人件費 人件費については、次の区分</p>	<p>「監査意見 2研修費、ア特定の会費」への措置状況と同様。</p>

	<p>にしたがって按分するべきである。</p> <p>① 毎月定額の賃金を払っていて、労働時間の拘束があり、主として事務所において業務を行う職員 10分の8</p> <p>② 毎月定額の賃金を支払っているが、労働時間の拘束がなく、主として事務所において業務する職員 2分の1</p> <p>③ 毎月定額の賃金を支払っているが、労働時間の拘束がなく、事務所への出勤も求められていない場合 0</p> <p>④ 一定の政務活動のために臨時的に採用する職員 10分の10</p>	
	<p>8 事務費</p> <p>3月の年度末に、駆け込み購入のようにして高額な物品を購入していた事例があったので、今後そのようなことがないように留意されたい。また、取得価額10万円以上の備品の購入費については、一部しか政務活動費から支出できないとされているところ(手引11頁)、そのような処理を嫌ってか、ぎりぎり10万円未満のパソコンが購入されている事例が目についた。不当とまではいえないものの、当該物品を購入する妥当性に疑問が生じかねないので、この点についても、留意されたい。</p> <p>高額な機器等は、政務活動に使用される面があることは否めないが、購入した機器を私的な面で利用していることも否めないとする議員もいることを考え合わせると、一定の按分を検討するべきであろう。</p>	<p>高額物品の購入のみならず、他の政務活動費を充当する経費についても、その必要性・妥当性の説明責任が議員に課されているところである。</p> <p>現行の手引では10万円以上の物品は議員の残任期と耐用年数による減価償却額により充当することとなっているが、これを議員の説明責任において、その用途の実態に応じた割合で充当することとするとともに、高額備品等への充当は1品当たり10万円の上限額を設けた。</p> <p>また、収支報告の際に、議会事務局においても高額備品の必要性等の確認を行い、不適切な支出が発生しないようにチェックしていく。</p>

沖縄県監査委員公表第6号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年6月10日

沖縄県監査委員 知 念 建 次

沖縄県監査委員 押 鐘 博 子
 沖縄県監査委員 仲 田 弘 毅
 沖縄県監査委員 渡 久 地 修

－平成22年度包括外部監査報告に係る分－
 〈過年度の措置状況とそれに対する評価〉

1 平成12年度包括外部監査報告に対する措置に係る分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の 評価に係る措置	担当部課
当初の指 摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又 は未措置理由	当初の措置内容等 に対する包括外部 監査人の評価		
監査意見	【財団法人沖縄県建設技術センター】 施設利用料等の増額徴収（有償利用施設面積の拡大）も検討すべきである。	センターは公益事業を実施しており、平成19年度は赤字となったこともあり、安定した経営を行う観点から施設の利用料等については、慎重に検討すべきと考える。	未措置。慎重に検討すべきとして結論を出さずに、平成12年度の包括外部監査の後、放置していると言わざるを得ない。	財団法人であった同センターは、公益法人制度改革により平成26年4月に一般財団法人へ移行した。 県としては、同センターの安定した経営状況を踏まえ、入居する公有財産の賃貸借契約の内容を見直し、平成27年度より貸付料の減免措置を廃止したところである。	土木建築部技術・建設業課

2 平成15年度包括外部監査報告に対する措置に係る分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の 評価に係る措置	担当部課
当初の指 摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又 は未措置理由	当初の措置内容等 に対する包括外部 監査人の評価		
監査意見	【退職給付債務について】 地方公営企業法施行令第9条第6項には健全な会計処理がうたわれている。県病院事業財務規則第123条には、退職給与引当金の計上について規定がある。沖縄県病院事業会計において、退職給与引当金を計上すべきである。	総務省の地方公営企業会計制度等研究会の報告書に基づく新公営企業会計基準の導入が見込まれており、平成25年度を目途に退職給付引当金を計上する予定である。なお、平成21年度末で同引当金は37,185,729円である。	措置を講じたとは評価できない。これは指摘事項である。この指摘事項に対する対応がきわめて遅い（平成15年度指摘。平成22年度になっても措置なし。公表なし。）。しかも、計上される予定は何と平成25年度。10年間も実質上放置されている。	平成26年度から適用された公営企業会計制度の見直しに伴い、退職給与引当金を計上することが義務化された。そのため、平成26年度から同引当金を計上しているが、総額が約125億円（平成26年度末時点）と多額であるため、制度の経過措置で認められている15年間で分割して計上（毎年度約8億3千万円）することとし、平成41年度をもって引当金不足が解消される見通しとなった。	病院事業局県立病院課

3 平成16年度包括外部監査報告に対する措置に係る分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査意見	<p>【県立芸術大学】 人件費のなかの①管理職手当について、本来は管理職という職務に対する手当であるにもかかわらず、本人の給料月額何パーセントという支給になっているのは不合理である。②勤勉手当について、戒告処分、減給処分、停職処分を受けた者にも支給することになっているのも不合理である。③職務段階別の加算措置について、行政職では主任（4級-6号以上）以上になされているが、加算の根拠が不明である。 以上の①～③について検討して見直すべきである。</p>	<p>【H18.5.16公報（第3455号）】 管理職手当については、人事委員会勧告においても、管理職の職務・職責を端的に反映できるよう定額制への移行を検討する必要があると報告されているため、これらを踏まえ検討する。 【その後の状況等】 管理職手当については、管理職の職務・職責を端的に反映できるよう、平成19年度から定額制に移行している。</p>	<p>管理職手当については、措置を講じたといえる。ただ、改善までに時間がかかりすぎている。それ以外については、措置を講じたとは評価できない。7年経過してもない、改善に向けての具体的なプランすら提示できないというのでは、措置しないことに決定したと言われてもしかたない。県財政への影響を考えると、人件費の適正化は、改革が急がれるテーマであるから、県知事が陣頭指揮をとりトップダウンにより改革に着手すべきである。</p>	<p>地方公務員の給与は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、「均衡の原則」、「職務給の原則」等に基づき、人事委員会勧告並びに国及び他の都道府県の状況等を踏まえ、条例により決定されるものである。給与制度の改正に当たっては、上記のとおり人事委員会勧告や国等の状況等を踏まえて行っているところであり、ご指摘の懲戒処分を受けた者に係る勤勉手当の成績率、期末・勤勉手当に係る役職段階別の加算措置については、国の取扱いとの均衡が図られており、適切なものと考えている。</p>	総務部人事課

4 平成18年度包括外部監査報告に対する措置に係る分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査意見	<p>【どうすれば施設管理コストの削減ができ、県財政改善に寄与するか】 原則としてすべての契約は競争入札によること。 依然として随意契約で業務請負契約などを締結しているケースが多い。一方で、入札実施に</p>	<p>指定管理者制度導入施設については、民間事業者参入により、経費削減効果が見込まれる取組は実施されていると考える。（平成22年12月24</p>	<p>未措置。指定管理者制度導入施設であっても、理由説明が不十分であると思われる随意契約がなされているケースも依然として存在する。契</p>	<p>沖縄県では、一般競争入札を原則とする契約方法の例外である随意契約について、契約事務の適正かつ円滑な運用を確保するため、平成27年3月に「沖縄県随意契約ガイドライン」を策定し、随意契約内容や適用理由等を県ホーム</p>	総務部行政管理課

	<p>より業務委託費等が大幅に減額しているケースもある。入札による経費削減効果が見込める場合は、原則としてすべての契約において入札を実施すべきである。</p>	<p>日付け沖縄県公報号外第38号に登載)</p>	<p>約に関する事項については、税金の使われ方という納税者である県民の問題意識に直接関わるところであり、感心も高い。にもかかわらず回答が具体的でない。 なお、随意契約を行う理由としてよく「技術的・専門的な事情から他の業者に委託することは困難である」旨の説明がなされるが、専門知識を有していない県民一般にはその説明に合理性があるのかすら判断できない。理由説明は十分すぎると思われるくらいなされるべきである。</p>	<p>ページで公表している。 また、指定管理者が結ぶ個々の業務委託契約を含めた施設の管理運営状況については、毎年度、外部有識者で構成する指定管理者制度運用委員会において検証を行い、検証結果を県ホームページに公表することで、透明性の確保及び信頼性の保持に努めている。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【下水道事業に係る会計手法について】 現行の会計処理は経営実態がわかりにくい。原価償却費や退職給与引当金等を考慮するなどした企業会計的手法により、運営状況の実態開示を進めるべきである。</p>	<p>「沖縄県行財政改革プラン」に沿って、企業会計の導入を見据えた経営を行っていく必要があると考えるが、そのためには膨大な資産評価作業、財務会計システムの導入及び保守等多くの作業や多大な費用を要することからそれらの課題・問題点を整理し、他府県の動向を見ながら対応したい。(平成20年5月23日付け沖縄県公報号外第22号に登載)</p>	<p>措置がなされたと認められない。</p>	<p>沖縄県流域下水道事業に公営企業会計を導入するため、「沖縄県流域下水道事業への地方公営企業法の適用に関する基本方針」を平成27年12月に決定した。 今後は、同方針に基づき、平成28年度から平成31年度までにすべての下水道事業資産の調査及びその評価を行うとともに、財務会計システムの構築、条例改正の経路等を経て、平成32年4月から企業会計を導入することとしている。</p>	<p>土木建築部下水道課</p>
<p>5 平成19年度包括外部監査報告に対する措置に係る分</p>					
<p>平成22年度包括外部監査結果報告書の内容</p>			<p>平成22年度包括外部監査人の担当部課</p>		

当初の指 摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又 は未措置理由	当初の措置内容等 に対する包括外部 監査人の評価	評価に係る措置	
監査意見	<p>【浦添職業能力開発校運営費】 緊急委託訓練のコース内容を見ると、ほとんどが専門学校等、民間教育訓練機関ですでに実施している科目ばかり。雇用のミスマッチが多いとされるOA経理、簿記などの事務系の訓練科目がなぜ多いのか分からない。</p> <p>今までの施設の果たしてきた役割は大きいと思われるが、急速に変化している時代の中で、従来同様の運営方法で良いのか見直すべき時期に来ていると思われる。民間教育訓練機関で実施されている科目については、施設が実施する必要はなく、民間に任せれば良い。</p> <p>訓練内容の見直しに伴い、現在、浦添・具志川の2校ある施設の統合等も検討する必要がある。さらに、施設の管理運営を民間委託（指定管理者制度など）できるかどうか、県は検討する必要がある。</p>	<p>平成22年8月に策定した第2次沖縄県立職業能力開発校再編整備計画（H22～26年度）において、①必要性は高いが民間実施が困難な訓練は県立校が実施し、民間で可能な科目は民間委託すること、②委託訓練の拡大、在職者訓練の強化による訓練規模維持のため、現行の2校体制を維持すること、③指定管理者制度については今後検討すること、などを定めた。（雇用労政課ホームページに掲載済）</p>	<p>包括外部監査の指摘・意見に対して、対応はしているとはいえるが、計画を立案しただけで不十分。</p> <p>①具体的にどのような訓練を自前で実施するか、②訓練科目縮小を前提に、2校体制をどうするかが決定され、実行段階に入らなければ、措置がなされたとは評価できない。公表の形も不十分。</p> <p>そもそも、この指摘事項は、職業能力開発校の存続意義に関わる。組織の内部のみに検討をまかせていたら、組織防衛のため、“為にする理由”を付けた延命策を延々と措置と称して打出される可能性がある。外部識者と一般県民を中心とする独立第三者委員会を設立し、事業自体の委託可能な分野を除き、引き続き直営で実施していくこと必要があると考え</p>	<p>社会環境の変化に対応した県立職業能力開発校の長期的なあり方について、学識経験者、労働者代表、事業主代表で構成する「沖縄県職業能力開発審議会」の審議・答申を経た後、平成25年10月に「沖縄県立職業能力開発校のあり方」（以下「方針」という。）を策定した。</p> <p>方針では、今後のあり方として、現在の具志川校及び浦添校を、普通課程と短期課程に特化した2校に再編整備し、人的・物的な訓練資源を集約化することによって、訓練内容、就職支援等の充実・強化を図ることとしている。</p> <p>平成27年度においては、方針に基づく訓練科の設置や施設の更新等を計画的に実施するため、外部有識者で構成する委員会の意見を参考にしながら、平成28年3月に「県立職業能力開発校整備基本計画」を策定したところである。</p> <p>なお、県立職業能力開発校が施設内で実施する訓練は、民間での実施が困難なものづくり分野を主体としていることから、事務系や介護系等の委託可能な分野を除き、引き続き直営で実施していくこととしている。</p>	<p>商工労働部労働政策課</p>
監査意見	<p>【女性就業援助事業費】 民間で実施されているコースばかりであり、県が実施する意義が乏しい。</p> <p>また、最終的な就業に結びつくような取組がさらに必要。</p>	<p>当センターの科目コースは、特に働きたい女性・働く意欲を失っていない女性が能力を發揮できる社会を目指す上で必要不可欠なものであ</p>	<p>包括外部監査人の指摘に対して、正面から答えていない。民間の教育機関等でもできるものになぜわざわざ公金を投入するのか、説明になって</p>	<p>監査意見を踏まえ、事業のあり方を見直し、資格取得を目的とする技術講習は民間事業者が提供するものが多数あることから、平成26年度で廃止とした。</p> <p>女性の就業支援においては、県と民間を含めた他機関</p>	<p>商工労働部労働政策課</p>

		<p>る。社会進出を目指す女性が最も多く希望する職種が事務職であり、当センターの科目コースの目標とする資格は、求人側のニーズを反映したもので、地域の労働市場の状況を踏まえたものであるため、県が実施する意義がある。</p> <p>また、従来から最終的な就業に結びつけるため、講習期間中に社会人として必要な接遇・マナーの教養講座も必須として設け、また、グジョブ相談ステーション等と連携を図り、就業に結びつく様に効果的な応募書類の作成に力を入れる取組を行っているところであるため、特にさらなる取組を行う必要は生じていない。</p>	<p>いない。</p> <p>“為にする理由”をつけて、組織防衛・事業防衛を図っているとしか評価できない。措置はなされていない。公表もなし。</p> <p>包括外部監査人の指摘に対して、この事業に意義があり、存続すべきだとの担当課の見解があるのなら、堂々とそれを主張し、具体的データを示して、反証すべきである。そして、このことを公表すべきである。</p> <p>それか、現状では、全く何らの対応がない。指摘を無視して、事業防衛を図っているのかはわからないが、監査結果が実質的には無視されている。</p>	<p>との役割分担が基本であることを踏まえ、平成27年度から実施している委託事業「女性のおしごと応援事業」では、初歩のビジネスマナーに関するセミナーや職場見学を開催している。</p>	
--	--	--	---	---	--

6 平成20年度包括外部監査報告に対する措置に係る分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査意見	<p>【補助金改革に向けて】</p> <p>上乗せ補助は、過年度より政策的に実施されているものであるが、今まで大きな見直しは行われていない。</p> <p>赤土加算</p> <p>予め、率として一律に予算に加算する方法は、合理的なものとは思われない。</p>		<p>未措置</p> <p>早急な対応が求められる。</p>	<p>監査意見を踏まえ、過去も含め各補助金の運用状況を再点検したところ、平成20年度以降、子ども生活福祉部所管補助金のうち上乗せ補助が行われているものは確認できなかった。</p> <p>今後においても、当該意見を踏まえ、公平かつ適正な補</p>	<p>子ども生活福祉部福祉政策課</p>

	<p>離島加算 離島で実施されている事業の多くは、離島振興のためのものである。その上さらに一律に補助金を上乘せする今の方法では、地元住民とそれ以外の住民との負担の公平性に欠ける。 この他にも、企画部や福祉保健部、観光商工部の県単補助金の中にも、国の補助金と協調して、あるいは上乘せするかたちで、補助金がかさ上げされているものがある。 上乘せ補助は、県と受益者（市町村民）との役割分担をどのように調整するのか、ということになる。地方分権が進められている現状において、公平かつ適正な補助率の在り方について改めて議論する必要がある。</p>			<p>助金の運用に努めていくこととしている。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【外郭団体の全般的運営状況について】 効率的な運営がなされておらず、業務管理上の問題点も多い。 沖縄県土地改良事業団体連合会や（財）沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）など、職員退職金に多額の引当不足がある。現状のままでは、団体固有職員が将来退職する際に、規定通り退職金が支払われない恐れがある。今後の団体運営に大きな影響を与えるのは必至。 このことは、今まで運営費補助として、職員人件費や管理費等を交付しても、団体の効率的運営にほとんど役に立っていないことを意味している。 これらの団体については、このような状況に至った原因と責任の所在を明確にすべきである。よりいっそうの経営合理化が求められるとともに、県においても財政支援を含む対策が早急に必要。</p>		<p>未措置 早急な対応が求められる。</p>	<p>組織体制の強化及び安定的な事業活動を図ることを目的としてOCVBが平成26年度に策定した「OCVB中期経営計画（平成27年度から平成31年度まで）」においては、退職給与引当金不足の解消計画が盛り込まれたところである。 同計画に沿って平成26年度から毎年度3千万円を積立てることとし、平成30年度の1千160万円の積立てをもって引当金不足が解消される見通しとなった。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【過去の包括外部監査結果に対して】</p>		<p>未措置。早急な</p>	<p>平成22年度の監査結果を受</p>	<p>総務部行</p>

	<p>【措置状況について】</p> <p>当平成20年度包括外部監査以前にも、平成15年度に補助金が監査テーマだった。問題なのは、前回の監査対象にならず、今回初めて対象となった補助金（前回同様の問題点が指摘された）。つまり、前回の包括外部監査の問題点なり改善結果を、県全体として情報を共有する体制ができていないことを意味する。</p> <p>非常に気になり、県の担当課に対して、過去の包括外部監査の結果に対する県の取り組み状況について確認したところ、包括外部監査結果に対する措置が、タイムリーになされていないことが判明した。</p> <p>今から8年も前の監査結果が今頃措置されていた。具体的には沖縄県は、平成12年度から平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況を平成20年5月に公表している（県監査委員公表第1号）。</p> <p>県の対応があまりに遅いことには愕然とするが、監査結果に対する措置については、措置するのか否か、措置しないのであればその理由を、監査結果受領後タイムリーに公表する必要がある。そうしないと、せっかく包括外部監査を実施しても、それこそ税金の無駄遣いとなる。</p> <p>また、措置したものも含めて、県全体でデータベース化するなりして、共有する仕組みが必要である。他の自治体ではホームページ上で公表している事例もある。</p> <p>包括外部監査の監査結果がどのように県の施策に活かされ、どのような効果をもたらしてきたのか、県の見解をぜひ県民に公表していただきたい。</p>		<p>対策が求められる。</p> <p>監査人指摘は措置対応の遅さや措置未措置に関する公表（未措置の場合その理由まで）の迅速性、必要性の指摘。</p>	<p>け、平成23年10月に「包括外部監査制度運用要領」を策定し、地方自治法第252条の38第6項に規定する措置の手續が迅速かつ適切に行えるよう努めているところである。</p> <p>毎年度、各部等において監査結果に係る措置が適切に行われているかをヒアリング等で把握し、順次、措置済としてその内容及び成果を公報掲載しているほか、県ホームページでも同内容を常時公開し、情報共有を図っている。</p> <p>講じた措置の状況については、平成22年度監査結果（第2章）に関しては381件のうち360件（94.5%）、平成22年度から平成26年度までに關しては654件のうち558件（85.3%）が措置済として公表されている。</p> <p>これまでの包括外部監査の結果に係る効果については、指定管理者制度の運用改善、随意契約の取扱いに係るガイドライン導入、債権管理のための方針策定など、県としては、効果的かつ効率的な行財政運営のほか、県行政の透明性向上による信頼性の確保等に効果があったものと考えている。</p>	<p>政管理課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【バイオベンチャー企業研究開発支援事業費補助金】</p>	<p>バイオベンチャー企業研究開発</p>	<p>措置はされていない。</p>	<p>本補助事業は平成18年度をもって終了したが、バイオ産</p>	<p>商工労働部ものづ</p>

	<p>補助企業の中には数年先に株式公開が「期待される」企業があるとのことであったが、具体的な成果はない。 事業の効果について厳しくチェックしていく必要がある。</p>	<p>支援事業費補助金交付要綱第19条第3項に基づいて、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間について、事業化状況報告書の提出を定めており、事業効果についての確認は、実施済みである。</p>	<p>公表もない。 未だ、補助企業が株式公開された事例はない。その意味での成果はない。 それならば、この回答の「事業効果についての確認」は、一体何をどう確認しているのか。 担当課の言い様は、責任逃れの言辞としか思えない。</p>	<p>業活性化事業等の後継事業の実施や、健康バイオテクノロジー研究開発センター等のインキュベーション施設の提供等による継続的な取組により、平成16年度19社から平成27年度は46社へとバイオベンチャー企業の集積が図られているところである。また、支援企業の技術力・営業力は強化されており、年商数億円を上げている企業のほか、健康食品GMP認証取得や海外へ製品展開をする企業も現れている。 このように様々な事業成果が現れている中で、株式公開も事業成果の一つとして期待しているが、事業をどう展開するかは各企業の経営判断に委ねられていることから、必ずしもそれに限定するものではないと考えている。 バイオ関連企業の支援及び集積促進については、沖縄21世紀ビジョン実施計画に位置づけられ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（検証）、Action（改善）の沖縄県PDCAが導入されており、毎年度、事業の推進状況や成果指標の達成状況をとりまとめてホームページで公表するとともに、県民から広く意見を募集して施策の改善の参考としている。</p>	<p>くり振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄産業開発青年協会費補助金】 この補助金は、社団法人沖縄産業開発青年協会が実施する技術訓練事業等に対して補助金を支出するもの。 平成13年行政改革大綱において、平成19年度縮小額で終了となるはずだった。しかし、県議会からの継続要請があり、補助金額を1,100万円上積みした。 平成13年において補助金廃止の方向性が打ち立てられていた</p>	<p>（社）沖縄産業開発青年協会への補助金については、「沖縄県行政改革プラン」において、当協会が策定した「経営健全化計画」に基づき段階的に減額され、平成19年度は400万円に減額される予定であった。しかし、協会</p>	<p>措置がなされたとは評価できない。たまたま、この補助金が打切られたから具体的な争点が無くなっただけである。 公表もなし。 回答は、今までの経緯を説明しているだけのこと。 補助金を交付する必要もなかった</p>	<p>社団法人沖縄産業開発青年協会の自立的な運営を支援するため、当時の補助金交付要綱に基づき、平成19年度に限って補助金を増額交付したものであり、当該補助金は同年度限りで終了している。 平成20年度以降、同協会は自立的経営を行っており、今後も県が財政的支援を行う予定はないが、今後、同種の補助金等交付を検討するに際しては、監査意見を踏まえると</p>	<p>商工労働部労働政策課</p>

	<p>ことからすると、自立の準備をなしたはず。最終年度である平成19年度において予定されていた以上の補助金を交付する必要性はなかった。</p> <p>協会の収入は平成19年度約1億6,000万円あり、1,500万円の補助金は1/10にも満たない。補助金に依存しなくとも十分運営可能だったといえる。</p>	<p>の状況は中長期計画と乖離して厳しく、今後の方向性について検討する必要性に迫られ協会から議会に対する陳情もなされた。そこで、県は協会が運営に苦慮することなく今後のあり方を検討できるよう1,100万円を増額したが、補助金は、計画に沿って平成19年度で終了している。</p>	<p>のに、交付しつづけた沖縄県の組織のあり方について、何の見直しもなされていない可能性が高い。</p>	<p>ともに、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」や予算編成方針等に従ってその要否を適切に判断することとしている。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄産業開発青年協会費補助金】</p> <p>この補助金においては、合計でいくら補助金を交付すべきかという最終金額だけを検討し金額を算出しており、個別の経費（人件費、事業費、設備整備費及び維持管理費、その他知事が必要と認める経費）の検討を一切行っていない。</p> <p>補助金交付の必要性を判断して補助金額を算出しているとは言い難い。</p>		<p>措置は講じられていない。</p> <p>この包括外部監査人の指摘に対して何の応答も沖縄県からない（空欄のまま）。</p> <p>公表もなし。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>【ハワイ沖縄プラザ建設補助事業】</p> <p>交付要綱が存在しない。期間限定の補助金交付であっても補助金交付の適正性を担保するため、交付要綱を定めるべきである。</p>	<p>今後同様な場合、交付要綱を定める予定としており、他事業にて実施済みである。</p>	<p>措置は執られていない、と評価する。</p> <p>公表もない。</p> <p>交付要綱があるか否か、一般的な交付要綱の制定がなされたか、この文章では分からない。</p>	<p>当該事業については、平成19年度の土地造成時に2,500万円の補助、平成20年度の擁壁工事時に2,000万円の補助を実施した。その後建物建設時に1,500万円を補助する予定であったが、平成20年のリーマンショックに端を発する世界的な不況により計画は延期していた。</p> <p>その後、昨今の景気回復により平成27年度に事業再開できる見通しとなり、県としても当初の予定の1,500万円の補助金を平成27年度予算に措置した。平成27年度補助金を執行するに当たり、監査意見を踏まえ、平成27年5月に「海外県人団体支援事業補助金交付要綱」を制定した。</p> <p>補助金執行に際しては、同要綱に基づき詳細な証憑を徴して必要な確認を行い、厳正な審査を実施することとしている。</p>	<p>知事公室 広報交流課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【ハワイ沖縄プラザ建設補助事業】</p> <p>補助金が相当な金額であるのか、十分な検討を行ったのか疑わしい。</p> <p>交付先であるハワイ沖縄連合会からは簡潔な貸借対照表のみしか提出されておらず、詳細な事業報告や従前の実績報告を受けていない。連合会の活動、収支の検証が不十分である。</p> <p>費用対効果の検討が不可欠であり、センター建設に伴う事業計画、収支予測を検証しなければ</p>	<p>今後補助金交付決定の際には、事業計画や収支予測等多方面からより詳細な検証を行う。</p> <p>当事業と同様の性格を持った事業は以後実施されていない。</p>	<p>措置は執られていない。</p> <p>公表もない。</p> <p>たまたま、実施されなくなっただけ。</p> <p>問題点を未然に防止するような内部チェックは取られていない、と思われる。</p>		

	<p>ばならない。しかるに、本件事業遂行にかかる事業計画書、収支予測書は極めて簡潔なものである。十分な検討を行っているとは言い難く、収支予測が甘いと言わざるを得ない。</p> <p>巨費を投じて建物を造ったものの、思うようなテナント収入が得られず、多大な損失を被る、というようなことがあつてはならない。</p>				
<p>監査意見</p>	<p>【ハワイ沖縄プラザ建設補助事業】</p> <p>ハワイ沖縄連合会から実績報告を受けているが、証憑等による経費等の確認を行っておらず、十分なものとは言い難い。</p>	<p>実績報告の十分な検証は、他事業にて実施済み。</p>	<p>措置が執られた、とは評価できない。</p> <p>公表もない。</p> <p>証憑等による経費の確認のことになっているのか不明のままの回答である。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>【赤土加算・離島加算について】</p> <p>県独自の補助率算定の仕組みがある。それは国が定める補助率（通称ガイドライン）に上乗せする形での補助金の嵩上げを意味する。</p> <p>赤土加算については、県の条例を根拠としているが、補助率により事業費を算定するのではなく、事業費の積算段階で赤土流出防止工事に係る工事費を見積もり、予算化するほうが理解しやすい（率で嵩上げする方法では、実際の赤土流出防止工事費との乖離あり。）。</p> <p>離島加算については、嵩上げ率に特段の根拠があるわけではなく、政策的に決まっている。</p> <p>事業費を予算配分していくなかで、嵩上げ補助率によって自動的に予算が決定するのではなく、事業の必要性、効果の検証などを実施していく中で、必要額を予算化していくべき。</p> <p>つまり率による自動配分という固定的かつ継続的な方法は止めて、ゼロベースによる予算配</p>		<p>措置がなされていない、として公表されていない趣旨の回答と推測される。</p> <p>しかし、包括外部監査人の指摘・意見に対し、検討した結果担当部課がそれとちがう結論や対策を立案したときは、理由を明示して、担当部課が別の措置を講じた、として公表すべきである。</p> <p>また、措置を検討中だから「措置を講じていない理由」に記述しているのなら、対応が遅すぎる、といわざるを得ない。</p> <p>包括外部監査結果報告書は、遅くとも平成21年3月末には提出されている。遅くともそ</p>	<p>県費上乗せ補助の見直しについては、平成22年度から平成25年度を実施期間とする「新沖縄県行財政改革プラン」の推進項目に掲げ、国のガイドラインを上回る事業及びガイドラインの設定がない事業の県費上乗せ補助（補助率、離島加算及び赤土加算）の見直しに取り組んだ。</p> <p>その結果、以下のとおり見直しを実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県営事業に係る県と地元との負担割合について、離島及び赤土加算前の段階で1：1を基準とし、基準を上回る県負担を見直す（2事業） 2 団体営事業に係る県と地元の負担割合について、離島及び赤土加算前の段階で2：3を基準とし、基準を上回る県負担を見直す（2事業） 3 農山漁村（集落）の生活環境整備における市町村営事業に係る県と地元の負担割合について、離島及び赤 	<p>農林水産部村づくり計画課</p>

	<p>分に戻し、予算配分過程に柔軟性を持たせるべきである（予算編成の公平性が高まり、県民全体の理解がいつそう得られる。）。</p>		<p>れから6ヶ月位で、指摘等の検討をおこない、1年内に是正措置をとり、公表するように沖縄県としてガイドラインを設定すべきである。</p>	<p>土加算前の段階で2：3を基準とし、基準を上回る県負担を見直す（2事業） 4 離島加算について、沖縄県、長崎県、鹿児島県の各離島（3県4地域）で実施される事業について、各事業の市町村負担割合から離島加算率の平均を求め、本県の離島加算率が平均を上回っている事業について平均値まで減少させるものとして市町村の負担割合を見直す（3事業） 以上4つの区分の計9事業については、関係市町村の同意が得られたことから、平成23年度新規採択分から適用されている。 なお、平成25年11月、行財政改革の達成状況等を審議する全庁的組織「沖縄県行財政改革推進本部（本部長：知事）」において、当該取組結果が報告され、目的を達成したものとして了承されたところである。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【（財）沖縄県産業振興公社】 公社理事長（非常勤）は、もともと県内民間企業の経営者であったことから、その民間人としての経営手腕を期待されて就任しているものと思われる。 しかし、理事長は多数の団体の役員を兼務し、県外郭団体についても公社も含めると3団体のトップを兼ねている（（財）雇用開発推進機構理事長／（財）国立劇場おきなわ運営財団会長／本件（財）沖縄県産業振興公社理事長）。 いくら経営的ノウハウがあり、非常勤とはいえ、沖縄県経営者協会の会長職に加え、これだけの団体役員を兼務しながら、その手腕が十分に発揮されるかどうかは疑問である。社会経済状況が混迷を深める中、公社をはじめ多くの県外郭団体</p>	<p>公社理事長職は公社等の自立化を促進するため、平成19年度より民間からの登用に変更した。公社の財政的な問題もあり、理事長は非常勤としている。 理事長へは毎月の定例会議にて事業実施状況を報告するとともに、公社の経営に関する課題等については、その都度、判断を仰ぎ適切な指示をいただいております。支障は無いと考えている。</p>	<p>措置はなされていないと評価する。 公表もなし。 指摘に対して、正面から答えていない。</p>	<p>公益財団法人沖縄県産業振興公社の組織運営にあたっては、民間のノウハウを取り入れる必要があることから、企業経営者や中小企業支援機関の会員等に理事として就任を依頼すると同時に、公的機関として公共性・公益性の観点も求められることから県からも職員を派遣し、その中から互選により理事長、専務理事を選任している。 当時の理事長は、指摘のとおり、複数の団体の代表職を兼務していたが、現在の理事長は兼務していないことから、理事会や定例会議の適切な運用により、理事長としての手腕が存分に発揮されているものと考えている。 県としては、今後の社会情勢の変化も捉えながら、必要</p>	<p>商工労働部産業政策課</p>

	<p>が、将来に向けて重要なかじ取りをもとめられる状況下では、このような兼務のあり方は見直すべきである。沖縄県は、役員の兼務のあり方について取扱いを定める必要がある（今後は、単なる充て職と思われるような方法ではなく、実質的な経営トップとして機能する体制を構築する必要がある。）。</p>			<p>に応じて理事長職の在り方について、公社を含め関係機関と調整していくこととしている。</p>	
--	---	--	--	--	--

－平成23年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【沖縄県の雇用問題について】 沖縄県は、15歳の就業者として統計上姿を現す以前の沖縄の子ども達の現状、「子どもの貧困」と雇用および所得との関係について専門家の助けも借りて全県的、包括的な調査を早急に行う必要がある。</p>	<p>平成27年6月から平成28年2月までの間、本県の子ども達の現状、「子どもの貧困」と雇用及び所得との関係等を把握し整理するため、県内外の大学教授等で構成する子どもの貧困特別研究チームによる「沖縄県子どもの貧困実態調査」を実施した。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>
監査意見	<p>【沖縄県の雇用問題について】 調査結果は広く県民に知らせめ事態の深刻さを深く認識してもらう必要がある。</p>	<p>「沖縄県子どもの貧困実態調査」の結果については、平成28年1月に記者発表し、県ホームページでも公開するとともに、平成28年3月に策定した「沖縄県子どもの貧困対策計画」に盛り込み、広く県民に周知を図っている。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>
監査意見	<p>【MICE誘致・開催推進事業】 事業の評価及び測定手法について、評価の対象とする情報があまりにも少なく、成果分析を多面的に行うことができていない。</p>	<p>後継事業である戦略的MICE誘致促進事業は、沖縄21世紀ビジョン実施計画に位置付けられ、沖縄県PDCAとして、平成25年度からMICE開催件数や参加者数等の各成果指標を設定し、一定基準に基づいた事業効果測定を図っている。 なお、事業評価の際は、事業委託先であるOCVBが実施する各事業から得られる各種実績値を活動指標として活用するとともに、適宜、OCVBとの協議を経て事業効果測定を行っている。</p>	<p>文化観光スポーツ部 観光振興課</p>
監査意見	<p>【MICE誘致・開催推進事業】 事業効果の測定手法を開発していくのもOCVBの業務にしていけばよいのではないだろうか。</p>		
監査意見	<p>【沖縄型ニューツーリズム形成促進事業】 OCVBのあり方については前2事業と同様に検討する余地があると思われる。 (先に考察した事業について) ・事業全体のスキームについて、県とOCVBのみで事業が完結されている印象が拭えない。 ・「選択と集中」の原理に基づき企</p>	<p>沖縄21世紀ビジョン及び沖縄県観光振興基本計画に基づく観光関連施策を展開するに当たっては、沖縄県が牽引役として事業の企画立案を担うべきであり、一方のOCVBは、観光業界の意見等を集約・調整する機能を発揮しながら具体的に執行するというのが、基本的な両者の関係性である。 また、県が事業を企画するに際しては様々な観光関連のノウハウ等を有するOCVBの意見を参考に立案するものであり、受託するOCVBにおいては航空会社や旅行会社等とタイアップしてプロモーション等を行っている。このように、県、OCVB、民間の観光関連事業者等がそれぞれの役割を踏まえ連携</p>	<p>文化観光スポーツ部 観光政策課</p>

	画業務にOCVBは特化し、その他の実働業務については「参画と責任」の原理に基づき民間への委託について検討する必要がある。	するのが、従前からの基本的な推進体制である。 今後ともこの基本的な役割を認識しつつ、引き続き連携しながら、事業実施していくこととしている。	
監査意見	【母子家庭等自立支援事業】 活動実績は低調な水準に留まっている。	活動実績が低調な水準に留まっているのは、対象者であるひとり親への周知が不十分であることが要因と考えられたため、平成23年度から、対象者により近い窓口である市町村へ周知依頼を行い、チラシ配布のほか、現況届受付時に制度概要の説明ブースを設置するなどの取組を強化した。その結果として、平成24年度以降の相談件数や就職件数等の増加に繋がったところである。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
監査意見	【母子家庭等自立支援事業】 活動実績の低い要因の改善をなぜこれまで行ってこなかったのか、特に周知徹底がなぜ行われなかったのか。本質的には総論において考察したように事業の評価が「自己評価」に留まっていることにある。仮に当該事業の評価が第三者的な部局により行われ、その結果が振興計画の進捗管理を行う部署に報告されていれば、当然のことながら低調な利用実績についてフィードバックが働いていたはずである。これは当該部局だけの問題でなく、沖縄県の組織の構造的な問題であり、これについて沖縄県は本当に深く真摯に考え、今後の組織として自らの「知的資産の蓄積」を図る必要がある。	また、当該事業については、沖縄21世紀ビジョン実施計画に位置づけられ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（検証）、Action（改善）の沖縄県PDCAが導入されており、毎年度、事業の推進状況や成果指標の達成状況をとりまとめてホームページで公表するとともに、県民から広く意見を募集して施策の改善の参考としている。	
監査意見	【児童福祉施設等整備事業】 子どもの貧困の問題は将来の雇用の問題へとつながる等非常に複雑な問題系であり、部局横断的に取り組むより他にない。当該事業についてもピア・レビュー等の第三者評価により部局間で情報の共有を図っていく必要がある。	子どもの貧困の問題については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月施行）に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月）を国が定めたことを踏まえ、沖縄県においては、平成28年3月に「沖縄県子どもの貧困対策計画」を策定したところである。 同計画の策定に当たっては、知事及び副知事のほか、総務部、子ども生活福祉部、保健医療部、商工労働部、土木建築部、教育庁、警察本部等で構成する「沖縄県子どもの貧困対策推進会議」を設置し、沖縄県の子どもの現状や貧困対策施策等について情報共有するとともに、効果的かつ総合的な子どもの貧困対策について検討を行った。 当該事業についても、同計画の進捗管理等を行う際に、外部有識者等で構成する「子どもの貧困対策に関する評価委員会」が評価を行い、関係部局間で情報共有を行うこととしている。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

－平成24年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	【スマートエネルギーアイランド基盤構築事業】 実証システム構築を受託した事業	本事業で実施したシステム構築は、特殊な技術やノウハウが必要であったため、受託した宮古島市からの再委託先として県外事業者が選定されたところである。	商工労働部産業政策課

	者が県外事業者のみであることについては残念である。本事業の目的の一つでもあり、沖縄21世紀ビジョンにも示されている「地域に根ざした産業の振興」という一つの課題を解決するためにも、実証結果が地域産業の創出に直結するよう、本事業の根幹部分を県内事業者と共同で行わせるような余地はなかったのだろうか。	監査意見を踏まえ、今後においては、このような特殊業務のうち可能なものについては、県内事業者が共同企業体として関われるよう配慮するなど、地域産業の創出に繋がるような対応をとることとしている。	
監査意見	【国内外企業誘致促進事業】 調査事業であり、単純な価格よりも質こそが重要であるため、「競争入札に適さない」とし、かつ、企画競争と公募を行い、随意契約を締結した部局における判断は妥当である。しかし、やはりこれについても総合評価方式などの抜本的な入札方法も考えられる。部局における判断の是非ではなく、全庁的な統一ルールを作成する必要がある。	当該事業は平成25年度で終了となったところであるが、平成26年度以降の後継事業の実施に当たっても、引き続き、企画提案公募を経て契約締結しており、競争性の原理が発揮されるように努めている。 契約締結後は、「沖縄県随意契約ガイドライン」（平成27年3月策定）に基づき、平成27年8月、平成27年度の随意契約に係る内容や適用理由等を県のホームページで公表し、契約事務の透明性の確保及び信頼性の保持に努めている。	商工労働部企業立地推進課
監査意見	【新産業創出人材育成事業】 公社等外郭団体との随意契約であり、告知の仕方、仕様内容等に改良を行い、競争性の原理を発揮させることが望まれる。	当該事業は平成24年度で終了となったところであるが、今後、類似事業の実施に当たっては、委託先の選定方法としてプロポーザル方式による公募を行うこととしている。 公募に際しては、多数の応募に繋がるようホームページ上で募集要綱及び委託業務仕様書を公開し、競争性の原理が発揮されるよう努めることとする。	商工労働部産業政策課
監査意見	【おきなわ新産業創出投資事業】 単に当該業務に精通していることのみをもって「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としているものは、仕様書、作業マニュアルの作成等により競争が可能であると考えられるため、随意契約によることとする理由としては、不適切である。 競争を行わせる手続を踏む時間がなく随意契約を締結したとしても、少なくとも公社との随意契約の内容について公表し、本当に競争相手として手を挙げるものがいないかテストする必要がある。	当該事業は平成25年度で廃止となったが、平成26年度に後継事業である新産業研究開発支援事業を実施するに際しては、公募を実施した。 また、この後継事業は、補助事業者を最長2年間にわたり支援するものであるため、2年目に当たる平成27年度は、「沖縄県随意契約ガイドライン」（平成27年3月策定）に沿って随意契約を締結し、平成27年8月、契約内容や適用理由等を県のホームページで公表し、契約事務の透明性の確保及び信頼性の保持に努めている。	商工労働部産業政策課
監査意見	【おきなわ新産業創出投資事業】 今後消費税について8%、10%と増税されることが想定され予算額が増税分増えなければ、委託を実施す	当該事業では、委託料に補助金を含めて公益財団法人沖縄県産業振興公社と契約締結し、公社が民間事業者に補助金を交付していたため、消費増税により補助金の原資が減少することが懸念されたが、当該事業が平成25年度をもって廃止となったこ	商工労働部産業政策課

	<p>るための原資は確実に減少する。したがって、可能な限り効率的、効果的な事務の執行を実現できるよう制度的な縛りは多々あるかもしれないが、協働関係のあり方として原理的に代替可能な補助金との比較検討も同様な事業があれば、積極的に進んでいく必要があると考える。</p>	<p>とに伴い、平成26年度以降に後継事業の新産業研究開発支援事業を実施するに当たっては、監査意見を踏まえ、補助金を委託料に含めず、県が直接民間事業者に補助金を交付するスキームに改めたところである。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【雇用戦略プログラム推進事業】 受託業者の選定にあたっては、広く募集を行い、また、結果として特定の団体と随意契約を締結するに至ったとしても、一定の客観的な基準を設け、該当する場合は当該随意契約の内容（随意契約の理由等）について公表し、潜在しているかもしれない最適なパートナーの模索を行うべきである。</p>	<p>当該事業は平成23年度で終了となったところであるが、平成24年度以降の後継事業の実施に当たっては、企画提案公募を経て契約締結しており、競争性の原理が発揮されるように努めている。 契約締結後は、「沖縄県随意契約ガイドライン」（平成27年3月策定）に基づき、平成27年8月、平成27年度の随意契約に係る内容や適用理由等を県のホームページで公表し、契約事務の透明性の確保及び信頼性の保持に努めている。</p>	<p>商工労働部雇用政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【美ら海構築促進事業】 ネットワーク基盤の一つとして機能するWEBサイトは、複数年に渡って効果を発揮するものであるから一つの財産として捉えるべきではないだろうか。沖縄21世紀ビジョンは県民の参画と協働をその基本においているが、県民とより良い協働を行っていくためには民間でおこなわれる処理方法や考え方を取り入れていくべきではないか。</p>	<p>事業委託の成果物であるWEBサイトは、台帳を整備して管理すべき公有財産には該当せず、必要に応じて更新等を行うものであるため、今後においても費用対効果を検証しながら、単年度の予算によって更新、運用することとしている。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄観光振興強化事業】 公社等外郭団体という存在について、公社等の指導監督要領には随意契約に関して特別な相手とする記載はない。特別なのか、それとも特別ではないのか、現状ははっきりしない鶴のように存在させられている状況は公社等外郭団体にとっても良くない。沖縄県は、はっきりさせないといけない。</p>	<p>文化観光スポーツ部においては、OCVBの持つ機能や特性を踏まえ、随意契約できる委託業務の適用条件を示した「（一財）沖縄観光コンベンションビューローとの随意契約に関する取扱いについて」を平成27年3月に策定し、同取扱いに沿った契約事務を行っているところである。 契約締結後は、「沖縄県随意契約ガイドライン」及び「公社等の指導監督要領」に基づき、随意契約に係る内容や適用理由等を県のホームページで公表し、契約事務の透明性の確保及び信頼性の保持に努めている。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄コンベンションセンター管理運営事業費】 沖縄コンベンションセンターの駐車場不足は、立体駐車場を設置する等、県民サービスの向上、及び周辺地域での違法駐車解消に向けて沖縄県が対応すべきである。指定管理者</p>	<p>駐車可能台数が458台であった従前においては、大規模な催事が開催される場合には駐車場が不足することとなり、近隣施設駐車場の活用のほか、各バス会社との連携の下に臨時バスやシャトルバスの運行によって対応してきたところである。 そのような中、抜本的な解消を図るため、平成27年12月からライン引き直し等の駐車場整備を行った。その結果、約100台分の増加が図られ、今後は駐車場不足問題は改善するものと考</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>

	<p>と周辺地域と交渉して駐車場の確保に努めているようであるが、当該問題は、沖縄県がきちんと予算を確保して抜本的な解決を図るべき問題であると考え。</p>	<p>えている。 今後においても、同センターの利用状況を踏まえ、適切な施設改善整備を行っていくこととしている。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業】 会社の競争相手となるような委託先が存在しないと誠実に結論を出したいのあれば、公募して企画競争あるいは総合評価方式で入札にかけるか等して外部に晒し検証を受ければ済むことではないだろうか。そのような手続を踏む時間がなく随意契約を締結したとしても、少なくとも公社との随意契約の内容について公表し、本当に競争相手として手を挙げるものがないのかテストする必要がある。</p>	<p>本事業におけるファンド運用期間は、7年間と長期であることから、実施主体は、財務基盤と組織体制が安定していることが求められ、コンテンツ制作において経営面への支援と資金の両面から企業の現状を把握・分析し、総合的にハンズオン支援を行う必要がある。また、投資ファンド運営であることから事業者の財務諸表及び特許事項等秘匿性の高い情報を扱うため、中立的・客観的な立場の団体が実施主体となる必要があり、ファンド管理者が公平で透明性のある投資決定を行っているかモニタリングすることも求められている。 公益財団法人沖縄県産業振興公社はファンド出資者であり、設立当初から事業運営に関わっていることから、県としては、以上の点に対応し、効果的に事業遂行できる団体であると考えている。 契約締結後は、「沖縄県随意契約ガイドライン」及び「公社等の指導監督要領」に基づき、随意契約に係る内容や適用理由等を県のホームページで公表し、契約事務の透明性の確保及び信頼性の保持に努めている。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部文化振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業】 今回の委託契約に限らず公社等外郭団体との随意契約全てについて実施すべきである。そのような検証作業を県民に公開しない限り、現状における随意契約の実態について県民が納得できるような説明は不可能であると考え。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業】 委託という協働関係において毎月の進捗管理の資料を作成するか否かという論点も含めた統一的な判断基準を沖縄県として作成する必要があると考える。明確なルールがあれば、各部局は管理資料の作成の是非について検討する必要もなく、日々の業務に安定的に取り組むことが可能になる。</p>	<p>監査意見を受け、委託業務の進捗管理方法を見直し、平成25年度から、毎週、受託者から県へ週報として報告を義務付けており、日々の業務内容の把握及び情報共有が図られている。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部文化振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【博物館・美術館指定管理費】 指定管理者制度の運用に当たっては、施設・設備の管理のみを指定管理者に任せるか、または、資料保管等も一括して全て指定管理者に任せるかにして、権限と責任を明確に対応させ、指定管理者の責任の範囲内</p>	<p>平成26年度に実施した中長期計画策定調査において、指定管理者の行う業務は、施設・設備の管理、館の運営及び広報に注力するものと整理した。 平成28年度からの指定管理者選定に係る公募の実施にあたっては、これらの事項を業務仕様書等に反映させたところである。これにより、次期指定管理者の役割が明確なものとなり、厳格な業績評価が可能になると考えている。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部文化振 興課</p>

	について厳格に業績評価をすべきではないか。		
監査意見	<p>【博物館・美術館費】</p> <p>県が企画する展示会等についても、収入についての予算・実績額は指定管理者に帰属する仕組みであるから、仮に企画内容に原因があつて集客が伸びない場合でも県側に責任は無いことになっている。果たして、これは正当であろうか。</p>	<p>県の実施する企画展の収入は、県の企画内容のみで決まるわけではなく、指定管理者が実施する館全体の運営や広報の影響も受けるものである。また、その観覧料は県と協議の上で指定管理者が決定するもので、指定管理者の経営努力によって収入増を図ることが可能であり、民間ノウハウを活かした運営を行うことを目的としている指定管理者制度上、収入は指定管理者に帰属させるべきである。</p> <p>しかしながら、県が企画する企画展など、県の事業が指定管理者の経営に影響を及ぼすことがあることから、毎月開催する県と指定管理者の経営調整会議において経営改善のための協議を実施しており、指定管理者の意向も確認しながら連携を図っている。</p> <p>また、次期指定管理のあり方については、平成27年度の指定管理者制度運用委員会において検討し、教育普及は県の主導で行うこと、指定管理者は広報に注力すること等、県と指定管理者の役割を整理し、明確にした。</p> <p>さらに、次期指定管理者には、これまで義務付けていた美術企画展（3本）を廃止して指定管理者の負担を軽減したほか、今後は、県の企画展目標値を指定管理者と共有し、効果的な広報集客のために積極的に情報提供を行うなど、これまで以上に連携を図り、業務の改善に繋げることをしている。</p>	文化観光 スポーツ 部文化振 興課
監査意見	<p>【博物館・美術館費】</p> <p>県と指定管理者との役割分担に問題があることに根本的な原因があると考えられるため、役割分担を明確にすべきである。できるだけ早く改善することが望ましいが、遅くとも指定管理期間終了のタイミングでは改善が必要ではないかと考える。</p>		
監査意見	<p>【競技力維持・向上対策事業費】</p> <p>金額的に大きい契約であり、遂に企画競争等実施すべき時代を迎えたのではないだろうか。事業のスキーム等で難しい、あるいは今の時代においても社会的な正当性を持つ最適な団体であったとしても、少なくとも随意契約の内容については公表すべきである。</p>	<p>「沖縄県随意契約ガイドライン」（平成27年3月策定）に基づき、平成27年8月、平成27年度の随意契約に係る内容や適用理由等を県のホームページで公表し、契約事務の透明性の確保及び信頼性の保持に努めている。</p>	文化観光 スポーツ 部スポー ツ振興課
監査意見	<p>【社会体育施設管理運営費】</p> <p>指定管理者モニタリングシートで指摘されている通り、利用料金収入の拡大に努める必要がある。事業収入に関する資料を閲覧したところ、実績額については武道館、陸上競技場、庭球場、弓道場、プール等施設ごとに集計されているが、計画額については施設ごとに策定されておらず、単に利用料金収入合計に対する計画額が策定されているのみだった。施設ごとにブレークダウンした計画を策定し、実績評価と対比を行うことが必要である。</p>	<p>監査意見を受け、平成26年度分から、各施設ごとの計画額を定めるためにモニタリングシートの作成方法を改めることとし、指定管理者制度運用委員会において実績額との対比検証を行った。</p>	文化観光 スポーツ 部スポー ツ振興課

－平成25年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【土地貸付料及び延納利息】</p> <p>集金代行業務を民間委託した後は、委託先がどのような活動をし、それに対して滞納者がどのような対応をしたのかといったことについて特に報告を受けていないということであるが、これでは、総務部管財課としても適切な対応ができないため、委託先とは定期的に情報交換を行うべきである。</p>	<p>監査意見を踏まえ、平成27年度から委託先の活動内容について定期的に報告を受ける取扱いに改め、情報の共有を図ったところである。</p> <p>今後においては、委託先から得られた情報を、催告や履行延期の特約、法的措置などの適切な対応をとるための判断材料として活用し、適切な債権管理に努めることとしている。</p>	総務部管財課
監査意見	<p>【土地貸付料及び延納利息】</p> <p>滞納者数が多く、管理が行き届いていない現状からすれば、債権を一括管理する部署が新設された場合には、当該部署において債権管理することが妥当であると思われる。</p>	<p>監査意見を受け、総務部が中心となって沖縄県の債権管理の現状と課題の整理に着手するとともに、各債権を一元的に管理する手法の導入について検討を行った。</p> <p>沖縄県の債権管理は、各債権を管理する所属ごとに運用が異なっており、適切かつ能率的な債権管理が行えていない課題が明らかとなったことから、全庁共通の統一的な考え方を導入することが必要との判断に至ったところである。</p> <p>平成27年度から、総務部の行政管理課と財政課にそれぞれ未収金担当を配置し、互いに両課を兼務することによって連携体制を強化したところであり、平成27年8月には、総務部が中心となって「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」を策定した。</p> <p>今後においても総務部を中心に、徴収対策の強化、回収不能債権の適切な処理及び滞納発生の抑制等の全庁的な取組を進めることとし、一元管理を行う課を設置する予定はない。</p>	総務部行政管理課
監査意見	<p>【土地貸付料及び延納利息】</p> <p>民間委託の費用対効果については、委託先に支払うべき報酬が回収額の35%とされていることも踏まえて検討する必要がある。</p> <p>そのためにも委託先の活動内容等について、管財課において報告を受け、確認をする必要がある。</p>	<p>監査意見を踏まえ、平成27年度から委託先の活動内容について定期的に報告を受ける取扱いに改め、情報の共有を図ったところである。</p> <p>今後においては、委託先から得られた情報を、催告や履行延期の特約、法的措置などの適切な対応をとるための判断材料として活用し、適切な債権管理に努めることとしている。</p>	総務部管財課
監査意見	<p>【中小企業高度化資金貸付金・中小企業設備近代化資金貸付金】</p> <p>事業支援と回収が一体となって進むため、相応の労力（経費）がかかることはやむを得ないと思われるが、債務者等に資力がないことが明らか事案について、少額の返済によって時効の管理をし、未収金として計上し続けることが妥当なのかどうかについては、再考の余地があ</p>	<p>未収債権のうち、債務者から時効援用があったものについては、基盤整備機構等との協議を経て、平成25年度に4億7,422万円の不納欠損処理を行った。</p> <p>また、平成26年度には、滞納法人の解散に係る特別清算の協定案合意に伴い、債権放棄の議会議決を経て25億4,597万2千円の不納欠損処理を行ったところである。</p> <p>回収不能となった未収金の取扱いについては、引き続き基盤整備機構等との調整を踏まえ、適切な処理による解消に努めていくこととしている。</p>	商工労働部中小企業支援課

	<p>る。</p> <p>基盤整備機構や国との関係もあるので、他の債権と同列には論じ難いが、相応な財産調査をした上で、妥当な範囲で支払いを受けて、早期に解決を図る方策も検討していくべきであろう。</p>		
監査意見	<p>【中小企業高度化資金貸付金・中小企業設備近代化資金貸付金】</p> <p>未収金管理の専門部署が存した場合において、事業を支援しながら回収も適宜行うべき未収金等もあり、その全部を移管することは妥当ではないと思われるが、すでに時効が完成していたり、あるいは回収が見込めない債権等、専門部署に移管することに適する債権もあると思われる。</p>	<p>監査意見を受け、総務部が中心となって沖縄県の債権管理の現状と課題の整理に着手するとともに、各債権を一元的に管理する手法の導入について検討を行った。</p> <p>沖縄県の債権管理は、各債権を管理する所属ごとに運用が異なっており、適切かつ能率的な債権管理が行えていない課題が明らかとなったことから、全庁共通の統一的な考え方を導入することが必要との判断に至ったところである。</p> <p>平成27年度から、総務部の行政管理課と財政課にそれぞれ未収金担当を配置し、互いに両課を兼務することによって連携体制を強化したところであり、平成27年8月には、総務部が中心となって「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」を策定した。</p>	総務部行政管理課
監査意見	<p>【国際物流拠点産業集積地域（那覇地区）建物使用料等・同（うるま地区）施設使用料】</p> <p>未収金管理の専門部署が存した場合において、債権を一括管理する部署が新設された場合には、当該部署において債権管理することが妥当ではある。</p>	<p>今後においても総務部を中心に、徴収対策の強化、回収不能債権の適切な処理及び滞納発生の抑制等の全庁的な取組を進めることとし、一元管理を行う課を設置する予定はない。</p>	
監査意見	<p>【看護師等修学資金貸付金】</p> <p>貸付業務や返還猶予、全部又は一部免除等の申請に係る管理業務が事務作業の大半を占め、債権回収業務はあくまで付随的なものと位置づけられていることに鑑みると、未収金の回収については専門部署で一括して管理することが業務の効率性の点から望ましいと考えられる。</p>		
監査意見	<p>【児童扶養手当返還金】</p> <p>平成26年度も平成25年度と同様、積極的に不納欠損処理を進めていくべきである。</p> <p>もともと、不納欠損にかかる事務は最少の経費で行うという視点が必要であり、いたずらに事務量が肥大化しないようにするべきである。</p>	<p>平成26年度においては、平成25年度の処理実績と同様には対応できなかったが、督促や一部弁済、履行延期申請等の事実の有無の整理等により適切な時効管理が行えるよう努めているところである。また、不納欠損処理も含め債権管理に関する事務の年間計画を立てて能率的に業務を進めることにより、毎年度確実に不納欠損処理を行うこととしている。</p> <p>平成27年度においては、時効が完成した債権を能率的に整理し、2,552,910円を不納欠損処理した。</p>	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
監査意見	<p>【児童扶養手当返還金】</p> <p>ただ一人の担当者が未収金管理業</p>	<p>監査意見を受け、総務部が中心となって沖縄県の債権管理の現状と課題の整理に着手するとともに、各債権を一元的に管理</p>	総務部行政管理課

	<p>務の全体を担い、また、今後不納欠損処理に伴う事務作業が膨大なものになるだろうことが予想される現状では、児童扶養手当返還金に係る未収金についても、このような特殊業務を一括して取扱う専門部署において債権管理することが妥当であると思われる。</p>	<p>する手法の導入について検討を行った。</p> <p>沖縄県の債権管理は、各債権を管理する所属ごとに運用が異なっており、適切かつ能率的な債権管理が行えていない課題が明らかとなったことから、全庁共通の統一的な考え方を導入することが必要との判断に至ったところである。</p> <p>平成27年度から、総務部の行政管理課と財政課にそれぞれ未収金担当を配置し、互いに両課を兼務することによって連携体制を強化したところであり、平成27年8月には、総務部が中心となって「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」を策定した。</p> <p>今後においても総務部を中心に、徴収対策の強化、回収不能債権の適切な処理及び滞納発生の抑制等の全庁的な取組を進めることとし、一元管理を行う課を設置する予定はない。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【児童扶養手当返還金】</p> <p>「児童扶養手当返還金債権管理マニュアル」については、回収方法について一部過度の目標を設定しており（月1度の自宅訪問等）、費用対効果の面より内容を再検討すべきである。</p>	<p>債権管理マニュアルを費用対効果の面から見直し、従前では月1回としていた自宅訪問を、平成27年度から、年2回設定する滞納整理強化月間中に行うことに改めた。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【母子寡婦福祉資金貸付金】</p> <p>南部福祉保健所においては、督促状によっても債権回収の実績が上がらないとして、沖縄県財務規則第50条第1項の規定にかかわらず、納入期限後20日以内の督促状の発送を行っていない。しかしながら、財務規則に規定がある以上、これを行うべきである。</p>	<p>沖縄県財務規則の規定に基づく適切な督促状発付を行うよう各福祉保健所へ指導し、現在においては、期日内の確実な発送が行われている。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【母子寡婦福祉資金貸付金】</p> <p>滞納者の中には一定の資産や所得がありながら返済を怠っている者も存在するところ、各福祉保健所の担当者は債権回収に係る専門家ではないために、これらの悪質滞納者に対し積極的な回収措置をとることが難しいという現状が存在する。</p> <p>よって、特に回収が困難な一部の未収金については、未収金回収の専門部署で一括管理することが望ましいと考えられる。</p>	<p>監査意見を受け、総務部が中心となって沖縄県の債権管理の現状と課題の整理に着手するとともに、各債権を一元的に管理する手法の導入について検討を行った。</p> <p>沖縄県の債権管理は、各債権を管理する所属ごとに運用が異なっており、適切かつ能率的な債権管理が行えていない課題が明らかとなったことから、全庁共通の統一的な考え方を導入することが必要との判断に至ったところである。</p> <p>平成27年度から、総務部の行政管理課と財政課にそれぞれ未収金担当を配置し、互いに両課を兼務することによって連携体制を強化したところであり、平成27年8月には、総務部が中心となって「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」を策定した。</p> <p>今後においても総務部を中心に、徴収対策の強化、回収不能債権の適切な処理及び滞納発生の抑制等の全庁的な取組を進めることとし、一元管理を行う課を設置する予定はない。</p>	<p>総務部行政管理課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【児童福祉施設負担金】</p> <p>従来と同様、今後も積極的に不納</p>	<p>督促や一部弁済等の時効中断事由の有無の整理等により適切な時効管理が行えるよう努めているところである。また、不納</p>	<p>子ども生活福祉部</p>

	<p>欠損処理を進めていくべきである。不納欠損処理を進めるにあたっては、最少の経費すなわち最少の事務量でなされるよう留意するべきである。</p>	<p>欠損処理も含め債権管理に関する事務の年間計画を立てて能率的に業務を進めることにより、毎年度確実に不納欠損処理を行うこととしている。</p> <p>平成27年度においては、時効が完成した債権を能率的に整理し、4,777,390円を不納欠損処理した。</p>	<p>青少年・子ども家庭課 障害福祉課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【児童福祉施設負担金】</p> <p>本事業において最も優先すべきは児童の健全な養育であり、未収金回収に努めるあまり各児童相談所と保護者との信頼関係を破壊し本事業の目的を損なうことがあってはならないことに鑑みれば、本事業に係る未収金の回収は従前どおり担当のケースワーカーを中心として行うことも是認される余地がある。しかし、未収状態が長期に亘るなど、ケースワーカーにおいて管理することが不適切になったものと判断されるものもあり、それらは、専門部署において一括管理することが検討されるべきである。</p>	<p>監査意見を受け、総務部が中心となって沖縄県の債権管理の現状と課題の整理に着手するとともに、各債権を一元的に管理する手法の導入について検討を行った。</p> <p>沖縄県の債権管理は、各債権を管理する所属ごとに運用が異なっており、適切かつ能率的な債権管理が行えていない課題が明らかとなったことから、全庁共通の統一的な考え方を導入することが必要との判断に至ったところである。</p> <p>平成27年度から、総務部の行政管理課と財政課にそれぞれ未収金担当を配置し、互いに両課を兼務することによって連携体制を強化したところであり、平成27年8月には、総務部が中心となって「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」を策定した。</p> <p>今後においても総務部を中心に、徴収対策の強化、回収不能債権の適切な処理及び滞納発生の抑制等の全庁的な取組を進めることとし、一元管理を行う課を設置する予定はない。</p>	<p>総務部行政管理課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【生活保護費返還金】</p> <p>平成24年度には2,603,297円について不納欠損処理を行った。履行延期承認後の経過年数は明らかでないが、発生から5年以上経過している債権は18,063,985円に上っているため、消滅時効が完成した債権については順次不納欠損処理を行う必要がある。</p>	<p>発生から5年以上が経過している債権については、督促や一部弁済、履行延期申請等によって時効が中断したものが含まれているところであるが、各債務者との接触記録を整理しながら納入指導を行う等により適切に時効を管理しているところである。</p> <p>時効が完成した債権については、毎年度、順次、不納欠損処理を行っているところであり、平成27年度は4,964,579円を不納欠損処理した。</p>	<p>子ども生活福祉部 福祉政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【生活保護費返還金】</p> <p>生活保護受給継続中の場合には、担当のケースワーカーが歳入担当者とともに対応するという現在の方法が適している。他方、生活保護廃止や債務者死亡の場合については、専門部署で一括管理することも考えられる。</p>	<p>監査意見を受け、総務部が中心となって沖縄県の債権管理の現状と課題の整理に着手するとともに、各債権を一元的に管理する手法の導入について検討を行った。</p> <p>沖縄県の債権管理は、各債権を管理する所属ごとに運用が異なっており、適切かつ能率的な債権管理が行えていない課題が明らかとなったことから、全庁共通の統一的な考え方を導入することが必要との判断に至ったところである。</p> <p>平成27年度から、総務部の行政管理課と財政課にそれぞれ未収金担当を配置し、互いに両課を兼務することによって連携体制を強化したところであり、平成27年8月には、総務部が中心となって「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」を策定した。</p> <p>今後においても総務部を中心に、徴収対策の強化、回収不能債権の適切な処理及び滞納発生の抑制等の全庁的な取組を進めることとし、一元管理を行う課を設置する予定はない。</p>	<p>総務部行政管理課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【農業改良資金貸付金】</p> <p>未収金債権を一括管理する部署が新設された場合については、未収金債権の全部を移管することは妥当ではないと思われるが、債務者が元金について完済したケースや、債務者が離農したケース、債務者が死亡しているケース等これに適する債権が</p>	<p>今後においても総務部を中心に、徴収対策の強化、回収不能債権の適切な処理及び滞納発生の抑制等の全庁的な取組を進めることとし、一元管理を行う課を設置する予定はない。</p>	

	<p>あると思われる。 マニュアル通りに面談や法的措置を行うかを検討し、適切に不納欠損処理を進めるためには、これらの債権について、専門部署による一括管理が適当であると思われる。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>【沿岸漁業改善資金貸付金】 未収金債権を一括管理する部署が新設された場合については、未収金債権の全部を移管することは妥当ではないと思われるが、元金が完済され違約金だけが残っているケースや債務者が漁業従事者ではなくなったケース等これに適する債権もあると思われる。 マニュアルどおりに面談等を行うためには、これらの債権について、専門部署による一括管理が適当であると思われる。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>【林業・木材産業改善資金貸付金】 未収金債権を一括管理する部署が新設された場合については、未収金債権の全部を移管することは妥当ではないと思われるが、債務者が林業・木材産業従事者ではなくなったケース等は森林管理課において管理する必要性に乏しく、これに適すると思われる。 専門部署に移管することで、不納欠損処理等を進めることも期待できる。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>【中央卸売市場施設使用料・同実費徴収金】 未収金債権を一括管理する専門部署が新設された場合については、未収金債権の全部を移管することは妥当ではないと思われるが、既に退去済みの者にかかる未収金等、一部これに適する債権もあるものと思われる。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>【県立住宅使用料・同駐車場使用料・同損害賠償金】 滞納者が多数であり、情報管理が容易でないと思われることから、債権を一括管理する部署が新設された場合には、当該部署において債権管</p>		

	<p>理することが妥当ではないかと思われる。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>【県立病院診療費個人負担分未収金】 現場の繁忙状況と回収効率に気をとられて、過年度分の未収金管理が若干疎かになっている可能性がある。数年を経過した未収金の回収が困難であり、そこに労力を割くよりも未収金の発生防止や早期回収に力を注いだ方が効率的であることは理解できる。 しかし、例えば、高額な未収金の中で回収可能性があるものや、悪質な滞納者にかかるものについては、時効中断措置を意識的に行うなどの方策をとらないと、適正さ・公正さに欠けると評価されかねない。この点については、改善を促したい。</p>	<p>監査意見を踏まえ、病院事業局においては、平成26年度から「法的措置検討委員会」を再開し、当該委員会での決定に基づき悪質な滞納者に対して支払督促を経て給与差押を執行するなど、適切な法的措置を講じているところである。今後においても、時効中断措置を含め、組織的な回収強化に取り組むこととしている。 また、過年度未収金の管理については、一部の県立病院において回収業務の一部を弁護士事務所に委託して成果を上げているところであり、平成28年度からは他の県立病院にも拡大する予定である。</p>	<p>病院事業局 県立病院課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【県立病院診療費個人負担分未収金】 未収金の性質からすれば、専門部署による管理に適するものと考えられる。一般会計とは異なる部分があるという点に関する配慮は必要であろうが、ほとんどは移管可能であると思われる。</p>	<p>病院事業局においては、各県立病院に専任の未収金担当者を配置するとともに、総括の立場で本庁機関（県立病院課）が担当者会議を企画運営して各病院の取組状況及び成果を共有するなど、局内連携体制の下で未収金の発生防止と回収強化に努めているところである。 適切な債権管理を行うためには、一度滞納となってしまった債権は累積してその回収が困難を極めることを踏まえ、各病院の現場が発生防止の意識を強く持つことが何より重要である。専門部署による一元管理とした場合、各病院現場の担当者が持つべき「未収金を発生させない」という意識の低下に繋がり、その結果、未収金が増大していくことが懸念される。 そのため、今後も引き続き、定期的に未収金担当者会議を開催するなど、各病院間の連携を図りながら組織的に取り組むこととしている。</p>	<p>病院事業局 県立病院課</p>

人事委員会事項

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 6月10日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第28号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「育児休業をしている職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間

が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成28年6月1日から適用する。

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第18号

収用及び使用しようとする土地 那覇市牧志二丁目258番5及び260番
物件所有者 不明 住所不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局(沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

二級河川安里川水系安里川河川改修工事裁決申請等事件(その1及びその2)に係る平成28年6月1日付け審理の開催についての通知書

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成28年6月30日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成28年6月10日

沖縄県収用委員会

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社
〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14